

家畜伝染病予防法に基づく牛の検査について

～平成30年4月からブルセラ病・結核病・ヨーネ病の検査が見直されました！～

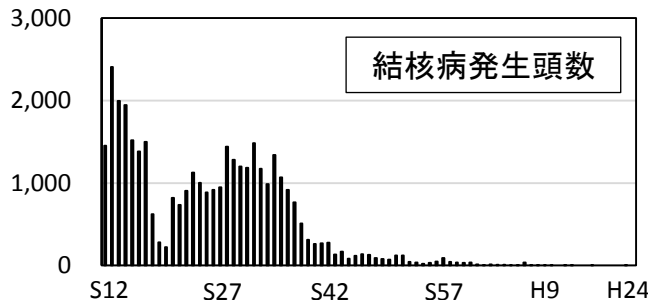
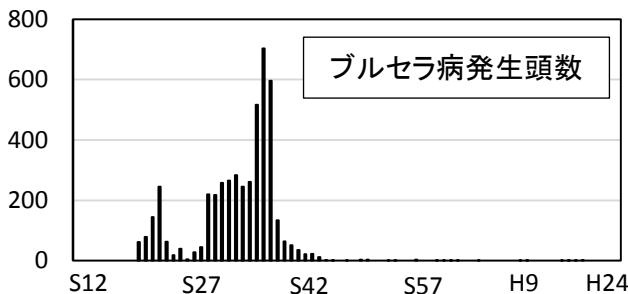
- ブルセラ病・結核病の検査は抽出検査に移行
- ヨーネ病の検査手数料を新設(600円/頭)
- 牛の健康手帳は希望牛のみに交付

	手数料(1頭当たり)	
	H30年度から	これまで(～H29年度)
ブルセラ病	－※	250円(全頭検査)
結核病	－※	250円(全頭検査)
ヨーネ病	600円(新規設定)	(設定なし)
健康手帳	220円 (希望牛のみに交付)	220円(全頭に交付)
計	600円 (健康手帳なしの場合)	720円

※抽出検査となりますので、手数料は発生しません。

ブルセラ病・結核病

○これまでの検査(平成29年度まで):乳用牛を対象に3年毎に全頭検査



ほぼ清浄化を達成

○平成30～32年度:清浄性確認サーベイランス検査

乳用牛・肉用牛を対象に抽出検査(全国で1,344戸(京都府2戸)/年)を実施

陰性が確認されれば清浄化宣言

○平成33年度～:清浄性維持サーベイランス検査

輸入牛や流産牛等のリスクの高い牛を対象に検査

ヨーネ病

○全国で発生が確認されており、今後も3年毎の全頭検査を継続

